

令和7年4月22日

保護者様

板橋区立西台中学校
校長 内田 善人

校外の活動における出席等の取り扱いについて

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、『文部科学省通知』『東京都板橋区立中学校 生徒指導要録の様式及び取り扱い』に基づき、下記のとおり取り扱います。該当する場合は、保護者から学級担任等へ事前にご連絡ください。

記

1 根拠

『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について』（H31.3.29 文部科学省）

出欠の記録

（２）出席停止

選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

（３）出席日数

学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

2 対象となる事由と取り扱い

（１）進路選択に向けた入試選抜・合格発表等

- ①授業のない日に変更ができない場合に承認する。
- ②事前に保護者が連絡し、学校説明会日程、入試要項等の根拠となる資料を提出する。
- ③全日授業を受けられなかった場合は『出席停止』、授業等を一部受けた場合は『出席』扱いとする。

（２）運動・文化に関わる行事

- ①公的な大会・発表会等への参加について承認する。
例：文部科学省・日本スポーツ協会・東京都などが主催・協賛・後援する大会や発表会
- ②事前に保護者が連絡し、大会要項、プログラム等の根拠となる資料を提出する。
- ③『出席』扱いとする。

3 その他

- （１）できる限り、授業のない日に変更する等の調整を行ってください。
- （２）活動の前後は、できる限り授業・行事に参加できるよう努力してください。

【お問い合わせ】

副校長 中村 哲

03-3934-4501